

葛飾区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

葛飾区長

葛飾区条例第 7 号

葛飾区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年葛飾区条例第37号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

葛飾区行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例

第 1 条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改める。

第 3 条第 1 項中「区の機関は、」を削り、「より書面等」を「おいて書面等」に、「として」を「その他のその方法が規定されて」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「いう」の次に「。以下同じ」を加え、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、同条第 2 項中「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、同条第 3 項中「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第 4 項中「第 1 項の場合において、区の機関は、」を「申請等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の 2 項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって実施機関が別に定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として実施機関が別に定める場合には、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第4条第1項中「区の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「として」を「その他のその方法が規定されて」に、「（区の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して」を「を使用する方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の実施機関が別に定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等」を「に関する他の条例等の規定に規定する方法」に改め、同条第3項中「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、区の機関は、」を「処分通知等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として実施機関が別に定める場合には、

当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第5条第1項中「区の機関は、」を削り、「より行う」を「おいて行う」に、「として」を「が規定されて」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改める。

第6条第1項中「区の機関は、」を削り、「より書面等」を「おいて書面等」に、「として」を「が規定されて」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、同条第3項中「第1項の場合において、区の機関は、」を「作成等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の規定により電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削る。

第9条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

（添付書面等の省略）

第10条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の実施機関が別に定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、区の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ実施機関が別に定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

第8条中「使用して行わせ、又は」を「使用方法により」に、「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条を第8条とし、第6条の

次に次の1条を加える。

(適用除外)

第7条 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）については、第3条及び第4条の規定は、適用しない。

2 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）については、前2条の規定は、適用しない。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。